

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 48 年から A 県 B 市に居住し、会社に勤めていたが、49 年 2 月に会社を退職することになり、C 市の実家に転居した。

その際に父から国民年金の加入を勧められ、すぐに加入手続を行うとともに、自宅を訪問した集金人に国民年金保険料を納付した。その時に当該集金人から領収書を紛失しないために年金手帳にはり付けるよう助言があったことを記憶しており、申立期間の領収書を年金手帳にはり付けて保存していた。

しかし、社会保険事務所（当時）に照会したところ、当該領収書に領収印が無いと納付済みとして取り扱ってもらえず、納付したはずの国民年金保険料が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、申立人の両親は、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から満 60 歳に到達するまでの国民年金保険料をそれぞれ完納しており、納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人が所持する申立期間に係る国民年金保険料領収書には領収印が押印されていないが、様式及び記載状況等から当時作成されたものと認められ、納付がなされていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、昭和 49 年 2 月は厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであるから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和54年10月から55年9月までは9万2,000円、55年10月から56年5月までは7万2,000円、56年6月から同年9月までは8万円、57年5月から同年9月までは9万2,000円、57年10月から59年9月までは8万6,000円、60年11月から61年9月までは10万4,000円及び62年4月から63年10月までは11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月1日から63年11月21日

私は、昭和54年6月に伯父の紹介でAにB職として入社し、会社が倒産する63年11月20日まで継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁（当時）から郵送されてきた「ねんきん定期便」に記載された申立期間の標準報酬月額が余りにも少ないので、申立期間当時の給料明細書と比較してみたところ、標準報酬月額が実際に受けた給料に比べて低い額で届けられていることが分かった。また、念のため、給与明細書に記載された保険料控除額を確認したところ、この控除額は事業主から届けられた報酬月額により決定された標準報酬月額に見合う保険料額を上回っていることが分かった。当該期間の給料明細書を提出するので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、

事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人から提出された給料明細書では、申立期間のうち、昭和 54 年 11 月から 55 年 9 月までは 9 万 2,000 円、55 年 10 月から 56 年 4 月までは 7 万 2,000 円、56 年 6 月から同年 9 月までは 8 万円、57 年 5 月から同年 9 月までは 9 万 2,000 円、57 年 10 月から 59 年 9 月までは 8 万 6,000 円、60 年 11 月から 61 年 9 月までは 10 万 4,000 円及び 62 年 4 月から 62 年 12 月までは 11 万 8,000 円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、昭和 54 年 10 月及び 56 年 5 月分に係る給料明細書を所持していないものの、上記のとおり当該期間の前後における保険料控除の実態が確認できることから、当該期間においても同様に保険料控除が継続していたと推認される。

さらに、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 10 月までの期間について、申立人の同僚から提出された給料明細書をみると、当該同僚が当該事業所に勤務していた期間（昭和 61 年 12 月から 63 年 10 月まで）の全期間において、オンライン記録の標準報酬月額（11 万 8,000 円）に見合う保険料額を上回る標準報酬月額（12 万 6,000 円）に相当する保険料額が継続して控除されていることが確認でき、当該同僚の当該事業所における厚生年金保険料の控除の状況から、申立人についても、当該期間についてオンライン記録の標準報酬月額（9 万 2,000 円）を上回る標準報酬月額に相当する保険料が控除されていたものと考えられる。これらのことから、当該期間について、申立人は、申立人から提出のあった 62 年 4 月から同年 12 月までの給与明細書による保険料控除額と同額の保険料を事業主により控除されていたと推認され、当該期間の標準報酬月額は、11 万 8,000 円と認められる。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に廃業し、事業主も死亡しており、不明であるが、給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 54 年 6 月から同年 9 月、56 年 10 月、57 年

4月、59年10月から60年8月及び61年10月から62年3月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間の給料明細書に記載されている保険料控除額を基に標準報酬月額を試算したところ、試算結果による標準報酬月額と申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額はおおむね一致しており、事業主は、当該期間に係る申立人の給与において、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していたものと考えられることから、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和56年11月から57年3月及び60年9月については、申立人は給料明細書を所持していないものの、当該期間の前後における保険料控除の実態が上記のとおり確認できることから、当該期間においても同様に、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う保険料が控除されていたと認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和60年10月については、申立人の給与から控除された保険料額を基に標準報酬月額を試算したところ、試算結果による標準報酬月額は、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額を上回っているものの、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額は申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、当該期間は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、申立人が主張する標準報酬月額（給与から控除された保険料額に見合う標準報酬月額）を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで  
社会保険庁(当時)から郵送されてきた「ねんきん特別便」の年金記録を見たところ、A(現在は、B)における私の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成4年3月31日となっていることが分かった。

私は、平成4年3月31日付けでAを退職し、翌日(平成4年4月1日)から次の機関で勤務したので、私の年金記録に空白期間が生じないよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

Bから提出された労務関係個人別台帳により、申立人が当該Aに平成4年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、当該Bは、「申立人に関して労務関係個人別台帳以外の申立期間当時の資料は残っていないが、保険料控除については、従来より当月控除方式であり、毎月25日に支払われる給与から当月分の厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のAにおける平成4年2月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めていることから、当該オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成4年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 48 年 3 月まで

老齢年金の裁定請求時において申立期間の国民年金保険料が未納となっていることを知っていたが、テレビ報道などで、同一家族のうち、一人だけ未納の場合は調べた方が良くと聞いたので、社会保険事務所（当時）に国民年金保険料納付記録の照会を行ったが納付の事実は確認できない旨回答があった。

私の家族の国民年金保険料は、母がまとめて町内の人に納付していたはずであり、申立期間について、父と母は保険料が納付済みとなっているのに私の保険料だけ未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 5 月 24 日に払い出されており、20 歳に到達する 43 年\*月にさかのぼって資格取得したことが確認できるが、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料が納付できない上、申立人に別に国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間は、現年度分保険料の納付方法では国民年金保険料を納付することができず、特例納付又は過年度納付により納付することとなるが、申立人からはこれらの納付方法に関しての具体的な申立てが無い。

さらに、申立人は、母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているが、オンライン記録、特殊台帳及び市町村の国民年金被保険者納付記録票（電算記

録)をみると、申立期間はすべて未納となっており、行政機関の記録管理に不自然な点はみられない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、高齢で当時の状況について確認することが困難な上、申立人自身は直接関与していないため、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等については不明である。

このほか、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月3日から同年11月21日まで  
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。  
私は、中学卒業後、昭和23年5月にA社B工場(現在は、C)に入社し、26年12月に結婚のため退職するまで継続して勤務した。この間、病気等で仕事を休んだことも退職したこともないので、申立期間の記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社B工場において昭和23年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年8月3日に資格を喪失後、25年11月21日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人と同じく昭和23年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚35名の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、21名の従業員についても申立人と同様に被保険者記録の欠落がみられる。

さらに、申立人は、共に勤務していた妹以外の同僚について覚えていないため、被保険者名簿により確認できる申立人の同僚17名(被保険者記録に欠落のある者13名を含む。)に対し、申立人の申立期間当時の勤務状況等について、照会を行ったところ、12名から回答が得られたが、全員が「申立人を知らない又は覚えていない。」と供述しており、申立期間に申立人が同社に勤務していたことの証言が得られない上、被保険者期間に欠

落がある同僚7名のうち、2名は、「私にも被保険者記録の無い期間はあるが、当時、家庭の都合で会社をいったん退職した期間と被保険者記録が無い期間が一致している。」と供述している。

加えて、厚生年金保険記号番号払出簿をみると、申立人に対し申立期間の前後に新規に厚生年金保険記号番号が払い出されていることが確認できることから、申立期間当時、事業主は、申立人の入社又は退社の事実に基づき厚生年金保険の資格取得及び資格喪失の届出を行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。